

平成30年第3回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 平成30年3月12日（月） 10時開会

開催場所 荒尾市役所第41号会議室

出席委員 13人

古城 義郎（会長）  
内田 浩明（副会長）  
畑田 香織  
前田 博礼  
徳山 孝介  
成徳 親幸  
中尾 純一  
濱崎 仁道  
山川 英昭  
前田 真也  
濱田 陽子  
山中 一知  
上田 清史

欠席委員 1人

福田 榮一

農業委員会事務局出席者

局 長 米田 靖彦  
次 長 渡邊 宏  
書 記 田中 雅之  
書 記 大久保 智幸

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）  
議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）  
議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について  
議案第21号 荒尾市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について  
報告第6号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について  
報告第7号 農地法第3条の3第1項の届けについて  
報告第8号 時効取得の届けについて  
報告第9号 許可書返納届について
- 第3 その他

議長（会長） それではただ今より平成30年第3回の総会を開催いたします。本日は14名中13名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題17件、報告7件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 1ページ、議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

（譲渡人）本井手の個人

（譲受人）上井手の個人

（土地の所在地）本井手の田、面積1,285㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

確認しましたが、現地写真のような形のきちんと耕作されている農地で、特に問題はございませんでした。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第3条の 所有権移転 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。それでは担当委員、説明をお願いします。

委員 現地見てきました。譲受人がですね、ここ2、3年前から新規で就農して頑張ってる方で、この隣の田んぼを作っておられる方で、その関係でこっちを作ってくれということ、やるということです。問題無いかと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第16号農地法第3条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 2ページ、議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

(貸出人) 樺の個人

(借受人) 府本の個人

(土地の所在地) 樺の田、面積1,029㎡、外2筆、合計3,335㎡

(契約期間) 平成30年3月13日より10年間

(貸出理由) 労力不足

(借受理由) 新規就農

写真で説明します。この写真が1筆目ですね。耕してあるほうです、奥のほうです。2筆目ですね、この写真の曲がったような形の所です。3筆目が県道沿いの所ですね。この写真の角の所の農地になります。この3筆です。特に問題のあるような農地ではございませんでした。以上です。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第3条の 使用貸借権設定 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。それでは担当委員、説明をお願いします。

委員 はい、先月も出ておりましたけど、何も問題無いと思います。きれいにしております。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第17号

農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 3ページ、議案第17号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請についてです。

4件です。

第1号議案は、取下予定のため、審議保留となりました。

受付番号2

(申請人) 本井手の個人

(土地の所在地) 本井手の田、面積 128 m<sup>2</sup>、現況田

(転用目的) 宅地拡張、第1種農地、既存施設の拡張

現地写真のこの部分に申請人の家があって、西側の三角の窪んだ所の農地です。これを宅地拡張という形にしています。

事業計画をご覧ください。登記面積が 128 m<sup>2</sup>で、自宅のほうの登記面積が 425.20 m<sup>2</sup>。合わせると 500 m<sup>2</sup>超えるんですけども、裏面の図面、家を含めた三角の土地の北側の辺りが法面になっていると。だから写真のこの辺のことをおっしゃってるのかな、と。この辺のあたりが法面になっているということで、これが 60.66 m<sup>2</sup>あるということで、これを差し引くと 492.60 m<sup>2</sup>になつとということ、500 m<sup>2</sup>以下という形で申請が出ています。で、何をされるのかということ、追加の図面があると思います。ここの所にですね、砂利を敷いて物置を3つくらい置いて、これを宅地としてというか庭の一部として有効に使いたいということ。要は三角で使えない農地をどうにかしたいという考え方でないのかなと思います。一応ですね、こういったところの申請です。まあ宅地拡張といえば宅地拡張なんですけども物置用に、まあ家が、確かに庭があんまり無いのかなという感じはしますけども、まあ物置くらい作って、三角で使えないからだろうということ、入れてるんだろうかと思いますが、面積的には先程言いましたとおり法面 60 m<sup>2</sup>引けば 500 m<sup>2</sup>になる、宅地拡張の規定の上限には入りますので特に問題にはならないのかな、ということだと思います。以上です。

受付番号3

議案第18号第4号案件と同一事業のため、議案第18号第4号で同時審査。内容は後掲。

#### 受付番号4

(申請人) 増永の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 2,426 m<sup>2</sup>、現況畑

(転用目的) 太陽光発電設備、第3種農地で用途区域内農地、始末書添付

現地写真で見ますと、北側に申請人が住む家がありますけど、家の南側の所が進入路なってます、これが元々農地に入る道だったということなんですけども、家を建てたときに一緒に宅地、家の進入路として使ってた状態だったので、これだったら宅地進入路として転用してないといけなかったというところで始末書も出ております。で、これが農地に入る入り口ということで、農地は進入路の南側に一面に広がってるんですけども、これですね、結構高さがありまして、2mくらいあるのかな、この写真が上から見たところです。上から見たところの農地は、このようなかかりの荒れ地になってます。これがさっき言った申請人が住む家ですね、こういった配置になってます。で、これを全面的に太陽光発電として使いたいということで、まあ法面とかその辺の結構使えない部分もあるというところです。まあ場所的にはですね、太陽光としては十分いけるだろうという所です。

事業計画書を開いてください。太陽光発電用地が 1,582.05 m<sup>2</sup>、通路用地が 585.11 m<sup>2</sup>、農業用倉庫が 199.98 m<sup>2</sup>、法面が 50.86 m<sup>2</sup>ということで合計が 2,426 m<sup>2</sup>という形になって全面的に使う。周辺には当然隣接する農地がありませんので特に問題はございませんというような形で申請が出てます。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第4条 転用申請 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず2号について担当委員、説明をお願いします。

委員 現地を見てきましたけども、ここは田んぼになってますけれども、基盤整備が残ったところだと思ってるんですけども、用途的にも田んぼでも使い様が無いんで、庭として、物置とかですね、建てたらいいかと思ってます。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？

委員 この転用の事業計画にある目的及び必要性のところ、何かこう息子さんやお孫さんが来た際の駐車場が無いと。ちょっとそういう理由で転用とか、できるのかな、と。

事務局次長 駐車場がですね、すいません。これが元々申請してあった案件なんですけども、駐車場が元々1号の、取り消しになった分の申請です。で結局残った申請が宅地造成の部分となりますんで。ちょっと紛らわしい事業計画で。

委員 いっぺんに上げてあるからですね。

事務局次長 一緒に上げてあるので、

委員 この道路を挟んだ反対側の部分ですか。家の横の。

事務局次長 はい。

議長 だから1号については取り下げ、2号からですね。

事務局次長 2号から。1号が駐車場として、息子が帰って来たりとか何とかするのに足りないということでしたらっしゃったんですけども、どうも県に色々確認したらですね、ここの駐車場まで入れると宅地拡張になるんじゃないだろうか、ということですね。それで県から疑義があったんで、今回はしない、ここまで宅地拡張に入れると、完全にもう500㎡を超えてしまいますので。

事務局次長 道を挟んでいても？

事務局次長 道を挟んでもダメということで。

事務局次長 1筆1筆でもダメと。

事務局次長 だからですね、今までも道が1個通ったら宅地拡張じゃなくて普通に駐車場の転用ということで、単独の転用ということでやったケースも何個かあった筈ですけども、今回ですね一体利用だろうっていうことですね。

委員 ならいっぺんに申請したからということ？

事務局 いえ、いっぺんに申請でなくても、この駐車場のほうを宅地拡張と判定されると、面積的にもう完全にアウトなんです。小さいほうがあろうが無かろうが関係なく面積的にダメ。

議長 その辺が担当者の違いによって違ってくるんじゃないかな。

事務局次長 この理由で行くとですね、やはり自分の家に駐車場が足りないからといって元々あった道路挟んだ所の筆を、県も同時利用として見てしまう可能性があるんですよ。だからその辺を、私たちもちょっとですね、ふっと思っただんですよね、今までこういうの、何件かあったよねって。今回ちょっと県のほうから疑義が出てきたので、もしかしたら駐車場に関して県が厳しく見始めたのかな、というのもちょうとあります。あの駐車場が一番転用しやすいんで。その後駐車場にしてからその後家を建てたりとかですね、そういうケースが後を絶たないということですね。

委員 場所的に駐車場というのも、ちょっと思ったからですね。

事務局次長 そうですね。だから確かに息子さん帰って来るとかそういう部分の駐車場ということで。駐車場経営とかだったら完全にアウトでしょうけども、まあ息子さんとかが帰って来る分とかいうふうな理由なので、理由としては立つのかな、というところですけども、今回そういったところ県が言い始めたんです。それで申請者にお話ししたら、今回取下げると。多分別の理由で申請されるんじゃないかな、と思いますけども。

議長 駐車場に関して取り下げだから、宅地拡張に関しては法面あわせてちょっと 500 m<sup>2</sup>超えますけど、まあ一応OKじゃないかな、というところがありますので、それでよろしいですか？

委員 はい。

議長 それでは2号については許可申請を受け付けたいと思います。

(県に進達後、申請者より取下げ申請が提出されました。)

続きまして3号を飛ばしまして4号について、担当委員をお願いします。



委員 先程事務局のほうから詳細についてはご説明ありましたが、取り付け道路ですね、北に隣接する住宅の西側の部分から機材を運ぶことができるんじゃないかな、とは思って現場を確認しました。現場としては雑草が生い茂っているような状況で、そのままの地形で行くということで、まあ雑草関係を取り払った状態での設備の設置ということで。周りは家庭菜園を若干される形ではございますけど、周りに全然影響無いような感じですのでよろしくをお願いします。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第18号農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 5ページ、議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

5件です。

受付番号1

(譲渡人) 川登の個人

(譲受人) 福岡県大牟田市の不動産業の法人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 167 m<sup>2</sup>、現況畑

(転用目的) 宅地造成、第3種農地で用途区域内農地

現地写真のこの辺が雑種地になっております。申請人法人の関連法人が資材置場にすることで申請してあったという所ですね、そこのすぐ隣の譲渡人の土地。今回これをですね、この部分を宅地として使いたいと、宅地分譲して使いたいということで申請が出ております。農地としては特に問題は無い農地だと思えます。

事業計画書ご覧ください。これがちょっとですね、土地の選定理由がですね、将来建物を建てるための敷地としての一部と。事業計画の目的が宅地分譲の販売のため。必要性、高齢の両親の介護及び住宅兼店舗、ちょっと意味がですね、なんだろうと。宅地分譲でも良いと。それと計画の概要がですね、事業面積が 167 m<sup>2</sup>、転用面積が 167 m<sup>2</sup>、これは分かっております。それと施設の概要ということで宅地分譲地の販売後に決定、これが最終的な目的なんだろうというこ

とで。それと給水計画とかですね、給水方法が井戸とかですね、生活雑排水は下水道、これはもう問題無いと思いますけど。一応こういったところなんですけども。基本的に図面をですね、宅地分譲の場合も図面を付けていただくんですけども、要はただ売るだけだから計画も何も無いので図面はこれだけです、ということで出されたんですよ。で、これは単なる字図の図面なんで、これ計画図面とはちょっと違うんですけど、本来ですね、この計画図面というのがですね、法定添付になってます。法定添付となっておりますので、まずこれを出していただかなきゃいけないという部分と、何で出さないのですかと担当が聞いたら、何もしないから、計画では、何もしないから出す必要ございませんということで言われたわけです。宅地分譲地って確かに更地で造成とかもしないかもしれないですけども、一応どういうふうな計画です、というのを出していただかないとですね、判断が付かないという部分がございまして、ちょっとこれに関してはですね、どうなのかなと。結構あるんですよ、宅地分譲の場合ですね。要は、これだけ小さい面積だからですね、もうこればそのままにして売ります、というのはあるんですけども、売るときに関して、例えば下水道はどこから引っ張ってどこへ接続するとか、雨水はどっちのほうへ流すとかですね、そういったものを付けていただくと。それでまあ、大体ああ、こういうふうに変用するんだな、となりますけども。ただ、何もしないから何の図面もありません、ただこれを売ります、ということであれば、これは基本的に転用じゃないと。ただの土地売買ということになると思いますね。それで、農地法の一番嫌う所はですね、土地ころがしなんです。だから、要は何かするから、要るから転用するということですね。だから何も無しで5条というのは無いですよ。要は何かするから転用という言葉が出てくるんで、何もしないならただの土地ころがしになる、というところですね。これちょっと図面が出ない以上はですね、ちょっと農業委員会としてもですね、許可はありえないんじゃないかと。だから図面を出していただければですね、こちら側としても宅地分譲は当然ありますんで、形からして当然家を建てられるような所の土地ですので、まあそれはそれでいいのかな、と思うんですけど。まあそういったところで問題あるのかなというところで。要は結構あるんですよ、宅地分譲もですね。こういった小さい土地だったら、そのまま販売できるからですね。ただやっぱり形の上は転用という形を取っていただかないといけなから、図面を付けていただいたりとかですね。ちょっと整地をしてから、水をこっちに流しますよとか、水道、下水道とか配置しますよとか、そういったものは付けていただいたらこれは転用だなというところで判断して、うちのほうも許可を下ろしてる、許可相当で県のほうに送ったりする。やはりちょっとこの辺を、ちょっと検討していただく必要があるかな、というところですね。ここは以上です。

## 受付番号 2

(譲渡人) 鹿児島市の個人

(譲受人) 玉名市の不動産業の法人

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 114 m<sup>2</sup>、現況畑

(転用目的) 駐車場、第 3 種農地で用途区域内農地、始末書添付

現地写真で農地がここですね。ここにですね、既にもう駐車場として利用してあったわけですね。だから今回ここをきれいに整地してから譲受人さんが、実はこの図面にありますけど、向側に譲渡人の家があるんですけど、家ごと譲受人が買われてですね、それをリフォームして売る予定でいらっしゃるんです。で、駐車場が無いからというところで駐車場を見ると、ここに元々作ってらっしゃると。で、このままでは売れないからということで、きちんと駐車場にしてから、転用してから販売しますというところで計画です。

事業計画書のほうをお願いします。事業計画書にも書いてありますが、事業の目的及び必要性の項目に記載のとおりです。内容は、譲受人は不動産売買及び建設業を営んでおります。このたび申請地の道路を挟んで向側の住宅・宅地を購入し、リフォーム後、販売することを考えております、と。もっとも、この土地に自動車を置くスペースがありません。そのため、東側道路を隔てた本件土地を駐車場として転用し、個人住宅とともに販売することを検討しております、ということで、そういった計画になっております。まあ特に畑の形もみていただければいいかと思っておりますけど、土地は逆に下がってますので、低い所ですので水の流れとかそういったところも特に影響することも無くですね、転用できる農地ですので、特に問題は無いかな、と思っております。以上です。

## 受付番号 3

(譲渡人) 宮内出目の個人

(譲受人) 増永の個人

(土地の所在地) 大平町二丁目の畑、面積 374 m<sup>2</sup>、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第 3 種農地で用途区域内農地

事業計画のほうを確認します。事業面積、転用面積共に 374 m<sup>2</sup>。住宅を建てるということで、木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建を作る。建築面積が 67.07 m<sup>2</sup>。駐車場スペースが 85.43 m<sup>2</sup>、庭が 221.50 m<sup>2</sup>ということで、現地写真を見ていただきますとおり住宅街の農地です。それと上下水道については公共下水と上水道を使うということで、元々住宅街ですので特に問題は無いと思っております。以

上です。

#### 受付番号 4

##### 議案第 17 号第 3 号（同時審査案件）

（申請人）荒尾市の不動産業の法人

（土地の所在地）本井手の畑、面積 383 m<sup>2</sup>、現況雑種地

（転用目的）宅地分譲、第 3 種農地で用途区域内農地

これ、農地が元々申請人の所有になってるんですけども、そもそも元々申請人が家を建てるつもりで 5 条転用されたものです。今回隣の農地も一緒に買ったということで、転用する予定だったんですけども、これも次の 5 条のほうの農地と一緒に宅地開発をするというふうに計画変わりました、で、それで一回 4 条転用の所の農地の許可を一旦返しまして、一緒に計画しますということで、4 条の申請と 5 条申請の 2 件が出ております。それで、次の 5 条申請になります。

##### 議案第 18 号第 4 号

（譲渡人）本井手の個人外 1 名

（譲受人）荒尾市の不動産業の法人

（土地の所在地）本井手の畑、面積 991 m<sup>2</sup>、現況畑、外 1 筆、合計 1,419 m<sup>2</sup>

（転用目的）宅地分譲、第 3 種農地で用途区域内農地、議案第 17 号第 3 号案件と同一事業

これを合わせて宅地分譲をするという計画となっております。元々買ってらっしゃった農地が、一番東側の三角の交差点側の所の農地ですね。これが元々転用で買ってらっしゃった所、ここが 4 条転用の所ですね。それと今回 5 条転用、西側の 2 筆の農地を新たに今回取得するという事になります。それと、この隣接しているですね、北側に小さな小屋というか家がある所です。黒い太い線でしてあります宅地ですけども、ここと県道側の黒い太い線で書いてある、家が 2 軒ありますけども、そこを含めて一括で開発するという形になります。南側の県道のほうから見た写真ですが、今回左側、西側にある家は入ってません。この家の奥側が 1 筆、それとその東側、真ん中の位置にある広い所が 1 筆、それと一つ段を上がった東側の所が 4 条のほうとなっております。で、これは北側から見た写真ですが、右側、西側の所がさっき言った小さな小屋の所の宅地になります。それとこれが東側、県道側ですね、元々家があった所を解体されて物件販売するっていうことで、これを全部含めて転用申請するという形になっております。

事業計画をご覧ください。事業面積が2,687.96㎡、農地が3筆、全部で1,802㎡ですね。宅地が3筆、885.96㎡というふうになっております。転用面積ですけれども、383㎡が4条申請分です。それと5条申請分が2筆、1,419㎡です。土地利用計画としては宅地が1区画作るということで、雨水は北側道路側溝に放流、生活雑排水とかは公共下水道を使うということになります。裏を見ていただければ、これが今回の宅地分譲の図面になっております。県道に挟まれた住宅としてもですね、宅地分譲として合理性のある転用かと思えます。説明は以上です。

#### 受付番号5

(譲渡人) 荒尾市の建設業の法人

(譲受人) 福岡県大牟田市の個人

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積175㎡、現況宅地

(転用目的) 一般住宅、第3種農地で用途区域内農地

ここも何で譲渡人が建設業の法人になってるかということ、ここも譲渡人が昔5条許可で転用許可を取ってらっしゃって宅地造成までしてらっしゃったんですけども、家を建てるということまでしてらっしゃったんですけども、計画がそのまま出来ずにですね、今回別の方が、個人の方が家を建てるということになりましたので、譲渡人法人のほうからの所有権移転という形になります。

事業計画のほうを確認します。事業面積434.90㎡、うち転用面積175㎡。住宅を建てるということで、床面積124.20㎡の2階建を作る。現地写真を見ていただきますとおり住宅街の農地です。それと上下水道については公共下水と上水道を使うということで、元々住宅街ですので特に問題は無いと思えます。以上です。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「所有権移転」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 現地を確認してきました。事務局の説明のとおりで間違いないです。

議長 はい、ありがとうございます。事務局次長から説明がありましたように、この計画につきまして書類上のところで不備があるというところですね、一応県のほうに上げてみるということでやっていきたいと思えますけども、よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

議長 では意見書を付けて、県のほうに上げてみたいと思えます。皆さまにちょっとご理解願わないといけないかなというところですね、よろしくお願ひしときます。

（県に進達後、申請者より取下げ申請が提出されました。）

では続きまして2号について、担当委員お願ひします。

委員 説明にあったとおり、住宅街にある農地で、始末書も出ておりますので何も問題無いと思えます。よろしくお願ひします。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思えます。続きまして3号について、担当委員お願ひします。

委員 現地を確認してきました。事務局の説明のとおり住宅に囲まれた農地で問題無いと思えます。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思えます。続きまして4号について、担当委員お願ひします。

委員 事務局の説明のとおり市街地にある農地で、周辺に農地も無いので問題無いと思えます。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思えます。続きまして5号について、担当委

員お願いします。

委員 現地を見てきましたが、説明のあったとおり家を建てる場所としては問題無い農地だと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第19号農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 8ページ、議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請についてです。

3件です。

受付番号1

(貸渡人) 荒尾の個人

(借受人) 熊本市東区の申請人の子

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積442㎡のうち178㎡、現況畑

(契約期間) 平成30年4月20日～平成60年4月19日の30年

(転用目的) 一般住宅、第3種農地で用途区域内農地

畑を確認しましたが、きれいに耕してある畑でした。特に問題は無いです。

事業計画のほうをお願いします。親子関係ですね。親子関係で近くに住むことになったということで、この家を建てるということになります。事業面積及び転用面積は農地全体442㎡のうち178㎡。一般住宅で軽量鉄骨造平屋建の床面積81.13㎡の家を建てるということです。生活雑排水については公共下水道へ接続という形になります。特に問題は無いです。以上です。

受付番号2

(貸渡人) 蔵満の個人

(借受人) 蔵満の子の夫

(土地の所在地) 蔵満の畑、面積 325 m<sup>2</sup>、現況畑

(契約期間) 平成30年4月15日～平成45年4月14日の15年

(転用目的) 一般住宅、第1種農地、集落接続

畑を確認しましたが、きちんと管理してある畑でした。特に問題は無いと思います。

事業計画のほうをお願いします。親族関係で、貸渡人が借受人夫婦に近居なら土地を無償で貸すということで、この家を建てるという計画です。事業面積及び転用面積は 325 m<sup>2</sup>。一般住宅で木造二階建の 160.23 m<sup>2</sup>の家を建てるということです。生活雑排水については合併浄化槽で処理した水を道路側溝へ放流という形になつとります。特に問題は無いと思います。以上です。

受付番号 3

(貸渡人) 上井手の個人

(借受人) 上井手の申請人の子

(土地の所在地) 本井手の畑、面積 495 m<sup>2</sup>、現況畑

(契約期間) 平成30年4月1日～平成60年3月31日の30年

(転用目的) 一般住宅、第2種農地

畑を確認しましたが、きれいにしてある畑でした。特に問題は無いと思います。

事業計画のほうをお願いします。親子関係で現在住む住宅が老朽化して建て替えを検討したところ、接道の関係で建て替えできないため、申請地に住み替えの家を建てるという計画です。事業面積及び転用面積は 495 m<sup>2</sup>。一般住宅で木造平屋建の床面積 137.46 m<sup>2</sup>の家を建てるということです。生活雑排水は合併浄化槽を設置して道路側溝へ放流するという形になつとります。特に問題は無いかと思ひます。以上です。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「賃貸借権設定」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。それでは1号について担当委員、説明をお願いします。



委員 現地を確認しました。娘さんが借りて家を建てられるということで、周辺の農地への影響も無く、問題無いと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2号について、担当委員をお願いします。

委員 現地を確認してきました。説明のあったとおり親子の間の貸し借りで、周りの農地に影響も無く、特に問題ありません。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして3号について、担当委員をお願いします。

委員 現地を確認してきましたが、親子での土地の貸し借りで、内容的にも特に問題ありません。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第20号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第20号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、平成30年3月15日の公告予定です。今回が3回目の利用権設定となっております。

別紙1ページをご覧ください。総括表ですが左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定10年の田 6,373 m<sup>2</sup>、新規設定3年の樹園地 5,540 m<sup>2</sup>、利用権

設定の合計が 11,913 m<sup>2</sup>、所有権移転、畑 5,220 m<sup>2</sup>、今回の利用集積計画合計が 17,133 m<sup>2</sup>となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第 1 回からの累計で 40,570 m<sup>2</sup>となります。

#### 1 件目

新規設定です。

(借り人) 川登の個人

(貸し手) 川登の個人

(利用権を設定する土地) 川登の樹園地、面積 5,540 m<sup>2</sup>

利用目的は梨、期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 3 年間、10a 当り 50 千円/年の賃貸借です。

#### 2 件目

新規設定です。

(借り人) 上井手の個人

(貸し手) 上井手の個人

(利用権を設定する土地) 上井手の田、面積 3,089 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 6,373 m<sup>2</sup>

利用目的は水稲、期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 40 年 6 月 30 日までの 10 年間、10a 当り 60kg/年の賃貸借（物納）です。

#### 3 件目

所有権移転です。

(譲受人) 高浜の個人

(譲渡人) 府本の個人

(所有権を移転する土地) 高浜の畑、面積 240 m<sup>2</sup>、外 5 筆、合計 5,220 m<sup>2</sup>

利用目的はかぼちゃ、牧草、総額 600 千円です。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょう

か？

—（「はい」の声あり）—

議長 では議案第20号を終了したいと思います。では続きまして議案第21号 荒尾市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第21号 荒尾市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてです。

事務局次長 別紙です。農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」がもっとも重要な必須業務として、明確に位置づけられましたことから、荒尾市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を定めました。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産行・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び農地最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。これで議決をしてよろしいかお伺いします。

議長 ありがとうございます。今事務局から説明がありましたとおりですけれども、この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは議案第21号を受け付けたいと思います。続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第6号から報告第9号について報告が行われた。

議長 はい、有難うございました。ここは審議はありませんが、ご意見質問受け付けます。何かございませんか？

—（「なし」の声あり）—

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かあ

りませんか？

事務局：以下の事務連絡を行う。

○農地意向カードについて

議長 それでは、これもちまして平成30年第3回定例会を終わります。

閉会：11時45分